

# 整備主任者等資格取得講習とは <特定整備(電子)>

## 工員の基準

| ※全車種共通 |             | 特定整備(電子)<br>(自動運行装置に係る認証の有無にかかわらず)  |
|--------|-------------|---|
| 工員要件   | 工員数         | <u>2人以上</u>   |
|        | 自動車整備士の最低要件 | 「1級(二輪を除く)」 or<br>「{1級(二輪) or 2級整備士 or 車体整備士 or 電気装置整備士} + 講習」が <u>1名以上</u> |
|        | 自動車整備士保有割合  | <u>1/4以上</u> (1級 or 2級 or 3級 or 車体整備士 or 電気装置整備士数 / 全工員数)                   |
|        | 整備主任者の資格要件  | 「1級(二輪を除く)」 or<br>「{1級(二輪) or 2級整備士 or 車体整備士 or 電気装置整備士} + <b>講習</b> 」      |

### 注意！

特定整備(分解+電子)を行う場合、選任しようとする「全て」の整備主任者が「1級自動車整備士(1級二輪は除く)」または「1級二輪、2級自動車整備士であって講習を受けた者」である必要がある。

# 整備主任者等資格取得講習とは <特定整備(電子)>

## 国土交通大臣が定める講習

- 整備工場が早急に認証を取得できるよう、当面の間、国土交通大臣が定める講習を実施し、特定整備(電子)の整備主任者としての要件を満たせるよう措置を講じる。
- 講習は**実習**と**学科**の2項目とし、学科と実習を受講した後、**試問に合格すると特定整備の整備主任者として選任が可能となる。**

1. 実習  
(エーミング作業等)  
2. 学科  
(電子制御装置整備に係る法令等)

学科と実習を  
受講したら

3. 試問  
(学科及び実習の講習内  
容に基づく筆記試験)

試問に合格したら

整備主任者  
として選任が  
可能になる

## 重要!

- 実習については、整備振興会またはディーラー等で実施する「エーミング講習」を受講する。ただし、過去にエーミング講習を受講したことのある者で、その講習が実習と同等と認められた場合には、過去に受講した講習をもって実習を受講したものと見なされる。